

《 訓練開始時期が8月末までの実施機関向け 》

受講者の募集から訓練開始までの流れ

緊急人材育成支援事業による訓練（基金訓練）の訓練計画の認定を受けた後、訓練の受講者の募集から訓練開始までは、次のような流れとなりますので、必要な手続きを適切に行うようお願いします。

訓練計画の認定

- ◆ハローワークで求職者に訓練情報を提供、キャリア・コンサルティングを通じて、適切な訓練の選択を援助
- ◆受講する訓練が選択された求職者には、ハローワークが「受講申込書」を交付

受講申込書は、提出があったものから、順次受け付けてください。

また、ハローワークが受講希望者への情報提供をするため、応募状況の問い合わせを行うことがあります。

訓練実施機関で受講申込者に対する選考を実施

選考を行う場合は、受講申込者全員に対して、筆記試験、面接など適切な方法により、選考を行ってください。

選考の結果を本人と受講申込書を交付したハローワークに通知

訓練開始日の3日前（土日を除く。）までに通知できるように選考期日を設定してください。

選考の結果は、合否ともに、所定の「選考結果通知書」により、速やかに本人とハローワークに通知してください。

また、ハローワークが選考の結果の問い合わせを行うことがあります。

- ◆選考に合格した受講申込者には、ハローワークが受講勧奨通知書を交付
- ◆訓練・生活支援給付を希望する受講者は、ハローワークで受給資格認定の申請

訓練開始後は、受講者の出欠状況を毎回確認してください。

また、毎月、受講者の訓練・生活支援給付の支給申請に係る手続きを必ず行ってください。

訓練開始